

国別規格 台湾編

MTEP

(広域首都圏輸出製品技術支援センター)

2020年3月

著者

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
国際化推進室 輸出製品技術支援センター

専門相談員 **元 淑華**

序文

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター(都産技研)は、広域首都圏輸出製品技術支援センター(MTEP:エムテップ)において都内中小企業の海外展開を技術面で支援するサービスを提供しています。これまでMTEPにはCEマーキングとは何か、輸出先の規制へ適合するため何から始めればよいかわからないなど、製品輸出する上で課題を抱えた企業の皆さまより数多くの相談が寄せられてきました。MTEPへの相談を契機に具体的な取り組みを開始し、CEマーキングの自己宣言、CB認証、FDA認証など海外認証を取得され、製品輸出を達成された企業の皆さまの事例が増えています。

MTEPでは主に、以下のサービスを提供しています。

- 1) 専門相談員による技術相談
- 2) 国際規格への適合設計支援
- 3) 海外規格適合性評価試験サービス
- 4) 情報提供サービス(海外規格解説テキスト、海外規格閲覧、MTEPセミナー)

MTEP海外規格解説テキストは、CEマーキング対応のポイントをまとめた「CEマーキング入門・応用シリーズ」を7冊、各種制度の概要や手続き情報をまとめた「MTEP Guidebook Series」を9冊(内3冊はウェブブック)の計16冊の解説テキストを無料で配布しています。現在までに多くの企業の皆さまにご活用いただいています。

このたび、各国の規格を紹介する「国別規格シリーズ」として、米国編、中国編、台湾編、韓国編の4冊を発行しました。本テキストが、海外展開を考える企業の皆さまの一助となれば幸いです。

MTEP: Metropolitan Technical Support Network for Export Product

MTEPは、関東地域1都10県1市(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、横浜市)の公設試験研究機関により、共同運営しています。

2020年3月

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
国際化推進室 輸出製品技術支援センター

目次

1	台湾BSMI認証・認可について	4
1.1	BSMIとは	4
1.2	BSMI認証・認可とは	4
1.2.1	BSMI認証・認可の対象製品	4
1.2.2	対象製品の検査および認証・認可方法	5
1.2.3	各検査方法の手順の違い	11
1.2.4	適合規格	12
1.2.5	台湾RoHSについて	13
2	台湾NCC認証について	16
2.1	NCCとは	16
2.2	NCC認証とは	16
2.2.1	通信端末設備 (Telecom Terminal Equipment)	16
2.2.2	無線設備 (Low-power Radio-frequency Devices)	16
2.3	NCC認証の方法	17
2.3.1	通信端末設備	17
2.3.2	無線設備	17
2.4	NCC認証マーク	18
2.5	申請の流れ	19

1 台湾BSMI認証・認可について

1.1 BSMIとは

BSMIは、台湾經濟部 (Ministry of Economic Affairs, R.O.C) の管轄下にある標準検閲局 (Bureau of Standards, Metrology and Inspection) の省略です。

BSMIの主な業務は以下のとおりです。

- (1) 国家規格 (CNS規格) の制定および推進
- (2) 計量法に関連する検査、認可、校正、人員育成および紛糾事案の鑑定など
- (3) 商品の検査および認証・認可
- (4) 品質管理システムの認証

1.2 BSMI認証・認可とは

消費者の権益の保護および生産者の正常な発展と国際競争力の向上のため、台湾国内で製造および輸入される対象製品に対し、BSMIが『商品検閲法』(Commodity Inspection Act) に基づき、検査および認証・認可を行います。BSMI認証・認可は、法的な強制力をもつ制度です。

認証・認可を申請するのは台湾国内で住所登記している法人です。

台湾国内で生産、製造および加工される製品について、法的な申請義務があるのは生産・製造者または委託生産・製造者です。

一方、輸入製品については、輸入者もしくは販売者が法的な申請義務を負います。

『商品検閲法』の第六条では、検査基準を満たさない対象製品の陳列や販売をしてはならないと定めています。台湾国内で製造される製品は、工場からの出荷時点までに、海外からの輸入製品は、輸入の時点までに、所定の検査基準に適合しなければなりません。ただし、一部の危険性が低い商品は、上市までに、所定の検査基準に適合すれば良いとされています。

1.2.1 BSMI認証・認可の対象製品

対象製品の分野は多岐にわたります。2019年11月時点でトータル1,253品目となっており、機械類108品目、電気器具190品目、電子機器153品目が含まれています。

対象となる製品は、經濟部またはBSMIからの公示という形で、開始日、規制内容、検査および認証・認可方法、適合規格およびそのほかの詳細内容がウェブサイトで公表されています。

対象製品は当局の下記サイトで検索可能です。

https://civil.bsmi.gov.tw/bsmi_pqn/pqn/uqi6101f.do

1 台湾BSMI認証・認可について

対象商品であっても、以下の場合は検査および認証・認可の免除が可能です。

- (1) 相互認証締結済みの国の政府レベルの機関が発行した検査合格証明書を有する製品
- (2) 大使館や領事館または外交的免責を享受する人が個人使用で輸入するもの
- (3) 販売目的ではない個人使用品、商用サンプル品、展示品または研究・開発の試作品
- (4) 再輸出または加工、組み立て後に輸出するために輸入する製品
- (5) 完成品の検査基準と同一基準で検査する部品や構成品
- (6) 国防省直轄機関からの公式書簡を有する軍事用品
- (7) 関連政府機関の証明書類を有する緊急人道支援物質

1.2.2 対象製品の検査および認証・認可方法

対象製品は、『商品検査法』の第五条で定めた以下の四つの方法のうち、いずれかで検査および認証・認可を行います。

- 方法1: バッチ検査 (Batch-by-Batch Inspection)
- 方法2: モニタリング検査 (Monitoring Inspection)
- 方法3: 商品検査登録 (Registration of Product Certification)
- 方法4: 適合宣言 (Declaration of Conformity)

商品によって、検査および認証・認可方法が異なります。

方法1: バッチ検査 (Batch-by-Batch Inspection)

申請の義務がある法人が商品のロットごとにBSMIに申請し、検査を行う方法です。

所定の基準に適合したものに対し、BSMIが合格証書を発行します。

その上で、申請者がBSMIから認証マーク(図1)を購入し、製品本体に表示してから初めて出荷や輸入、市場での販売が可能になります。



図1 バッチ検査の認証マーク

ただし、一部型式が明確にされている製品に対し、BSMIは型式認可を認めています。申請の義務がある法人が、まずBSMIの指定試験所にて型式検査を受けます。検査結果を証明する試験レポートおよびそのほかの必要資料をBSMIまたはBSMIが委託した認証機関に提出し、認可を受けます。認可書の取得により、ロットごとの検査手続きを簡略化することが可能となります。いわゆる型式認可 (Type Approval Batch Inspection) 取得です。

1 台湾BSMI認証・認可について

型式認可を取得した製品は申請者が適合マーク(図2)を製作し、製品の本体に表示する必要があります。



図2 型式認可(TABI)の適合マーク

型式認可の有効期限は3年間となります。有効期日前の3ヶ月以内であれば更新が可能です。更新の回数制限はありません。

方法2: モニタリング検査 (Monitoring Inspection)

検査方法はバッチ検査に類似しています。バッチ検査で一定のロット数の検査に適合した場合、モニタリング検査に切り替えることで、その後の手続きの簡略化につながります。ただし、不適合が見つかり次第、再びバッチ検査の方法に戻されます。モニタリング検査に適合した製品は申請者が適合マーク(図3)を製作し、製品の本体に表示する必要があります。



図3 モニタリング検査の適合マーク

方法3: 商品検閲登録 (Registration of Product Certification)

RPCによる認証取得は、製品の設計および製造過程から所定の基準に適合することで、ロットごとの検査が免除される方法で、直接出荷や輸入が可能になります。

バッチ検査では、同じ製品であってもロットごとに検査が必要になりますが、RPC認証取得では、同じ検査の繰り返しでかかる労力や時間を節約することができます。

認証の申請方法は型式認可とほぼ同じで、多くの電気電子機器がこの方法を採用しています。RPC認証適合製品の本体に適合マーク(図4)を表示する必要があります。



図4 商品検閲登録(RPC)の適合マーク

RPC認証書の有効期限は3年間です。型式の認可書と同様、有効期日前の3ヶ月以内であれば更新が可能です。更新の回数は1回のみと定められています。

1 台湾BSMI認証・認可について

方法4: 適合宣言(Declaration of Conformity)

一般的に危険度が低いとされる製品のみにも適用できる方法で、例えば、ハードディスク、キーボード、デジタルカメラなどが含まれます。

現時点(最新更新日:2018/12/20)で、BSMIが公表している対象製品は全部で37品目です。(詳細は表1参照。)

BSMIが認可した試験所で評価し、所定の基準に適合しているエビデンスおよび製品に関する技術資料一式に基づいて、法的に申請義務がある法人が適合宣言を行います。当該資料一式の保管期限は、製品の生産停止または輸入停止後5年間になります。

一方、適合した製品本体に適合マーク(図5)を表示して初めて上市が可能となります。



図5 適合宣言(DoC)の適合マーク

表1 適合宣言の対象製品一覧

No	製品群	品名	EMC規格	安全規格	RoHS	参考用 C.C.Cコード	
1	IT	ワードプロセッサ	CNS13438 (95年)	CNS14336-1 (99年) (交流電源使用又は電源変換装置より電源供給するものに限る)	CNS15663 第5節 「含有標示」 (102年)	84729070205	
2		タイプライター (第8443節のプリンターを含まず)				84729070107	
3		その他第8470節に属する機器				84709000006	
4		金銭登録機				84705000004	
5		タイムレコーダーなどデータ処理の登録設備				84719040007	
6		計算機機能を有するマイクロデータ記録、再生、表示機器(消費電力10 nW以上に限る)				84701010001	
7		外部電源を必要としない電子式計算機(消費電力10 nW以上に限る)				—	84701020009
8		印字機構を有する電子式計算機				CNS14336-1 (99年)	84702100000
9		その他の電子式計算機				(交流電源使用又は電源変換装置より電源供給するものに限る)	84702900002
10		その他の計算機				84703000009	
11		その他のキーボード				84716030906	

1 台湾BSMI認証・認可について

No	製品群	品名	EMC規格	安全規格	RoHS	参考用 C.C.Cコード
12	IT	外付けタイプのハードディスク ドライブ装置	CNS 13438 (95年)	CNS14336-1 (99年) (交流電源使用又は電源変換装置 より電源供給する ものに限る)	CNS15663 第5節 「含有標示」 (102年)	84717010105A
13		内蔵タイプのハードディスク ドライブ装置		--		84717010105B
14		外付けタイプのフロッピーディスク ドライブ装置		CNS 14336-1 (99年) (交流電源使用又は電源変換装置 より電源供給する ものに限る)		84717010203A
15		内蔵タイプのフロッピーディスク ドライブ装置		--		84717010203B
16		外付けタイプの光ディスク装置		CNS 14336-1 (99年) (交流電源使用又は電源変換装置 より電源供給する ものに限る)		84717010301A
17		内蔵タイプの光ディスク装置		--		84717010301B
18		外付けタイプのその他の ドライブ装置		CNS 14336-1 (99年) (交流電源使用又は電源変換装置 より電源供給する ものに限る)		84717010908A
19		内蔵タイプのその他の ドライブ装置		--		84717010908B
20		外付けタイプのその他の 記憶装置		CNS 14336-1 (99年) (交流電源使用又は電源変換装置 より電源供給する ものに限る)		84717090000A
21		内蔵タイプのその他の記憶装置		--		84717090000B

1 台湾BSMI認証・認可について

No	製品群	品名	EMC規格	安全規格	RoHS	参考用 C.C.Cコード
22	IT	その他の自動データ処理機器の ユニット	CNS 13438 (95年)	CNS 14336-1 (99年) (交流電源使用又 は電源変換装置 より電源供給する ものに限る)	CNS15663 第5節 「含有標示」 (102年)	84718000007
23		磁気又は光学リーダー		84719030009		
24		第8471節の部品及び付属品(乙 類パソコンのマザーボード及び I/O付きの各種内蔵カードに限 る、ただしファックスカード、デー タカード、ファックスデータカード など通信機能のカードを除く)		--		84733000006
25		音声、画像及びその他のデータ を受信、変換、送信又は再生す る機器、スイッチング機器及びル ーティング機器を含む(ルーター 、ブリッジ、スイッチ、ハブに限 る)		CNS 14336-1 (99年) (交流電源使用又 は電源変換装置 より電源供給する ものに限る)		85176200005
26		ビデオカメラレコーダー		--		85258090102A 85258090905A
27		翻訳又は辞書機能を有する 電気機器		CNS 14336-1 (99年) (交流電源使用又 は電源変換装置 より電源供給する ものに限る)		85437091003
28		AV		レコードデッキ(直流電源のみ使 用及びHI-END音響機器を除く)		CNS 14408 (93年)
29	レコードデッキ(直流電源のみ 使用のもの)		--	85193000002B		
30	第85211011項に属しない磁気テ ープ式ビデオの記録用又は再生 用機器(テープ幅を3/4インチ以 上使用するものに限る)		CNS 13439 (93年)	85211012008		
31	その他の磁気テープ式ビデオの 記録用又は再生用機器		CNS 14408 (93年)	85211019001		
32	第85211021項に属しない磁気テ ープ式ビデオの記録用又は再生 用機器(テープ幅を3/4インチ以 上使用するものに限る)			85211022006		

1 台湾BSMI認証・認可について

No	製品群	品名	EMC規格	安全規格	RoHS	参考用 C.C.Cコード
33	AV	その他の磁気テープ式ビデオの記録用又は再生用機器	CNS 13439 (93年)	CNS 14408 (93年)	CNS15663 第5節 「含有標示」 (102年)	85211029009
34	IT	無線機能を有するデジタル静止画像ビデオカメラ及びデジタルカメラ	CNS 13438 (95年)	--		85258021106
35		デジタル静止画像ビデオカメラ及びデジタルカメラ		--		85258021909
36	AV	ポケットサイズのカセットプレーヤー	CNS 13439 (93年)	--		85271200004
37		言語学習機(直流電源を使用するものに限る)		--		85437099906C

1 台湾BSMI認証・認可について

1.2.3 各検査方法の手順の違い

各検査および認証・認可手順の違いは図6をご参照ください。

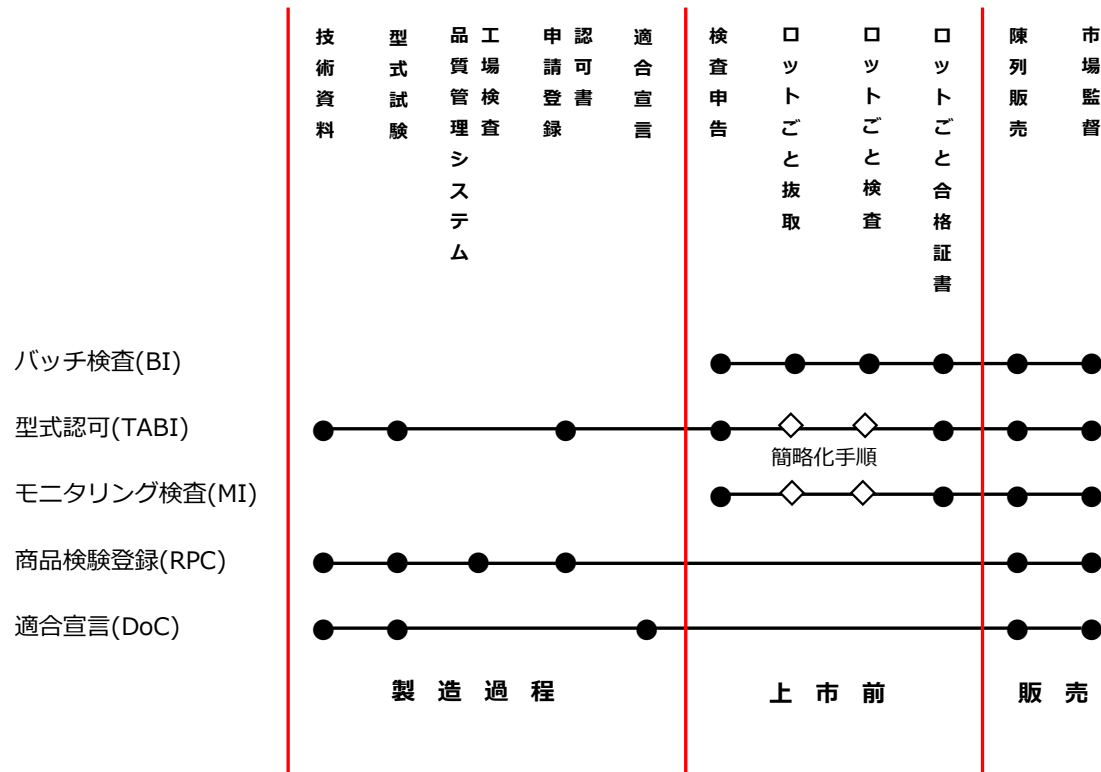


図6 各検査方法の手順比較

『商品検査法』の第49条により、BSMIには、下記範囲で市場監督活動を実施することが認められています。

- 陳列・販売の場所
- 生産または保管する工場や倉庫
- 設置や使用されている場所

1 台湾BSMI認証・認可について

1.2.4 適合規格

製品検査における適用規格は、基本的にCNS規格が使用されます。CNS規格は国際規格に準拠しているものもあれば、台湾独自で制定されているものもあります。電子・電気製品で要求されている主な規格は、以下表3をご参照ください。

表3 CNS規格と国際規格の比較

製品群		CNS	IEC
情報処理機器(IT)	EMC	CNS 13438(95)	CISPR 22(2005)
	Safety	CNS 14336-1(99)	IEC 60950-1(2013)
音響機器(AV)	EMC	CNS 13439(93)	CISPR 13(2001)
	Safety	CNS 14408(93)	IEC 60065(2001)
家電製品	EMC	CNS 13783-1(102)	CISPR 14-1(2011)
	Safety	CNS 60335-1(103) CNS 60335-2-xx(104)	IEC 60335-1(2013) IEC 60335-2-xx
電源コードセット	Safety	CNS 690(105) CNS 15767-1(106)	--- IEC 60884-1(2006)
照明器具	EMC	CNS 14115(93)	CISPR 15(2015)
	Safety	CNS 14335(88) IEC 60598-2-xx	IEC 60598-1(1996) IEC 60598-2-xx
3Cリチウムイオン電池	EMC	---	---
	Safety	CNS 15364(102)	IEC 62133(2012)
3Cリチウムイオン モバイルバッテリー	EMC	CNS 13438(95)	CISPR 22(2005)
	Safety	CNS 15364(102) CNS 14336-1(99)	IEC 62133(2012) IEC 60950-1(2013)
電池を除く上記 製品群	RoHS	CNS 15663(102)	---

備考:

- ()は規格の年号です。
- 家電機器や照明器具の個別規格をxxで省略しています。
- 製品のタイプによって、適合規格が違う場合があります。必ず事前に確認してください。

1 台湾BSMI認証・認可について

1.2.5 台湾RoHSについて

台湾RoHS要求は2015年12月29日に自動データ処理機器、プリンター、複写機、テレビ、監視装置および自動データ処理機器に接続する監視装置の6品目に対して公示されたことを皮切りに、その後対象製品が拡大されています。

2017年末には、BSMIの検査および認証・認可対象となっている電子電気機器全般がRoHSの強制対象品目とされました。

RPC認証やTABI認可申請の際、RoHSの関連情報を提出し、そのほかの技術資料と同様にBSMIの審査を経て初めてRPC認証書やTABI認可書が発行されます。

台湾RoHSのポイント

- 台湾RoHSに適合するには、台湾規格CNS 15663 第5節「含有標示」の要求を満たす必要があります。
- 現状は6物質：鉛(Pb)・水銀(Hg)・カドミウム(Cd)・六価クロム(Cr⁺⁶)・ポリ臭化ビフェニル(PBB)・ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)を制限しています。
- 欧州RoHS指令と同様、除外項目が設けられています。除外根拠はCNS 15663の付録Dに明記しています。ただし、PBBとPBDEの除外は認められていません。
- 最大許容限度値のオーバーは、台湾RoHSでは認められています。(欧州RoHS指令では認められていません。)ただし、オーバーした値を明記する必要があります。

1 台湾BSMI認証・認可について

制限物質含有情報の表示

RoHS規格への適合は、6物質の含有情報を表という形で(表4を参照)、製品本体、梱包箱、マニュアルまたはWEBサイトのいずれかに表示し説明します。含有情報を立証するエビデンスの提出は必要ありません。

表4 制限物質含有状況

設備名称: Equipment name		型號(型式): Type designation (Type)				
單元 Unit	限用物質及其化學符號 Restricted substances and its chemical symbols					
	鉛 Lead (Pb)	汞 Mercury (Hg)	鎘 Cadmium (Cd)	六價鉻 Hexavalent chromium (Cr ⁺⁶)	多溴聯苯 Polybrominated biphenyls (PBB)	多溴二苯醚 Polybrominated diphenyl ethers (PBDE)

備考1. “超出0.1 wt %” 及 “超出0.01 wt %” 係指限用物質之百分比含量超出百分比含量基準值
 Note 1: “Exceeding 0.1 wt %” and “exceeding 0.01 wt %” indicate that the percentage content of the restricted substance exceeds the reference percentage value of presence condition.

備考2. “○” 係指該項限用物質之百分比含量未超出百分比含量基準值。
 Note 2: “○” indicates that the percentage content of the restricted substance does not exceed the percentage of reference value of presence.

備考3. “-” 係指該項限用物質為排除項目。
 Note 3: The “-” indicates that the restricted substance corresponds to the exemption.

注: 最大許容限度値をオーバーしていない場合、表4の“備考1”を削除し、その後の“備考2”“備考3”の番号を繰り上げる必要があります。













1 台湾BSMI認証・認可について

RoHS適合マーク

RoHS適合した製品は、認証マークに加えてRoHSの表記も必要です。

検査方法の違いによって、表記が異なります(表5参照)。

表5 RoHS適合が強制される製品の適合マーク

検査方法	限度値内	限度値オーバー(鉛オーバーを例とする)
RPC	 Rxxxxx RoHS or  Rxxxxx RoHS	 Rxxxxx RoHS(Pb) or  Rxxxxx RoHS(Pb)
TABI	 Txxxxx RoHS or  Txxxxx RoHS	 Txxxxx RoHS(Pb) or  Txxxxx RoHS(Pb)
DoC	 Dxxxxx RoHS or  Dxxxxx RoHS	 Dxxxxx RoHS(Pb) or  Dxxxxx RoHS(Pb)

2 台湾NCC認証について

2.1 NCCとは

NCCとは台湾国家通信放送委員会(National Communications Commission)のことで、2006年3月に設立された放送通信分野に関する独立規制機関です。かつて放送を管轄していた行政院(内閣)の新聞局と通信を管轄している行政院交通部電信総局が統合された形です。

具体的な業務内容はNCC組織法第3条で定められています。政策・法令の制定から事業免許の交付、通信・放送競争秩序の維持に至るまで、幅広い内容となっています。

2.2 NCC認証とは

以下の設備を台湾へ輸出する際、『電波通信法』に従ってNCC認証を取得しなければなりません。

2.2.1 通信端末設備(Telecom Terminal Equipment)

対象範囲は以下のとおりです。

- PSTN(Public Switched Telephone Network)
電話機、自動警報設備、留守番電話機、FAX機、リモコン装置、加入者PBX、有線電話無線親子機、モデム設備、インターネット電話など
- PLMN(public land mobile network)
ポケットベル端末設備、GSM 携帯電話機および端末設備、モバイルデータ端末設備、無線PBXシステムおよび端末設備、中継式無線電話機、第三世代移動通信端末設備、無線ブロードバンド接続基地局無線設備など
- ISDN(Integrated Services Digital Network)
ISDNデータ電話機、ISDN PCカード、ISDN G4 FAX機、ISDN PABX、そのほかISDN端末設備など

2.2.2 無線設備(Low-power Radio-frequency Devices)

対象範囲は以下のとおりです。

- 無線局の許可書を取得しなければならない無線通信機器(例:基地局、衛星放送地上局など)
- 無線局の許可書が必要とされない無線通信機器全般(例:ブルートゥース機器、微弱電波を使用する機器など)

2 台湾NCC認証について

2.3 NCC認証の方法

NCC認証の方法は、販売目的か個人使用かの目的によって申請手順が異なります。本項では、販売目的の認証方法を説明します。

また、通信端末設備と無線設備で認証方法が一部異なります。

2.3.1 通信端末設備

通信端末設備には二つの認証方法があります。型式認証および適合宣言です。

2016年7月1日より、以下9種類の製品が適合宣言で認証可能になりました。

そのほかの設備は型式認証になります。

- (1) 電話機
- (2) 自動警報設備
- (3) 留守番電話
- (4) FAX機
- (5) テレタイプライター
- (6) 有線リモコン装置
- (7) プッシュボタン電話システム
- (8) コンピューター電話統合機器
- (9) 着信表示端末機器

2.3.2 無線設備

無線設備には三つの認証方法があります。型式認証、適合宣言および簡易適合宣言です。

2017年6月7日に、簡易適合宣言の対象設備6品目(以下(1)～(6)に示す)が公表され、かつ2017年7月1日より実施と公布されました。今のところ、適合宣言の対象設備はまだ公表されていないため、以下(1)～(6)以外の設備はすべて型式認証の対象です。

- (1) ブルートゥースのマウス
- (2) ブルートゥースのキーボード
- (3) ブルートゥースのイヤホン
- (4) ブルートゥースの自撮り棒
- (5) ブルートゥースのタッチペン
- (6) ブルートゥースのスピーカー(直流電源のみ使用のものに限る)

2 台湾NCC認証について

2.4 NCC認証マーク

通信端末設備と無線設備の認証方法が異なっても、認証マーク(図7)および認証適合ラベル(図8)の仕様は同じです。



図7 NCC認証マーク

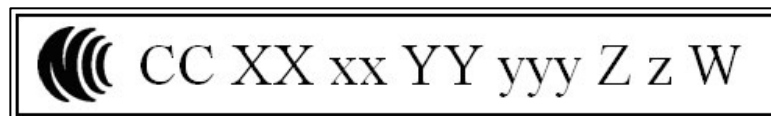


図8 NCC認証適合ラベル

CC	: 固定番号	: 製品カテゴリー
XX	: 認証機関	: 英語文字表示
xx	: 年表示	: 西暦2019年は19とする
YY	: 設備の種類	: 例: T1は電話機
yyy	: シリアル番号	: 年度ごとに001-999の順で発行
Z	: 系列番号	: "0"は系列型番なし、"1-9"または"A-Z"は系列型番の製品
z	: 認証方法	: "T"は型式認証、"C"は適合宣言
W	: 検査番号	

認証を取得後、各自で認証適合ラベルを作成し、設備の本体に表示することになります。
同時に梱包箱にも認証マークを表示する必要があります。

2 台湾NCC認証について

2.5 申請の流れ

販売目的の無線設備の型式認証の流れは下記図9を参照ください。適合すると、認証書(図10)が発行されます。通信端末設備の認証の流れは無線設備と同じです。

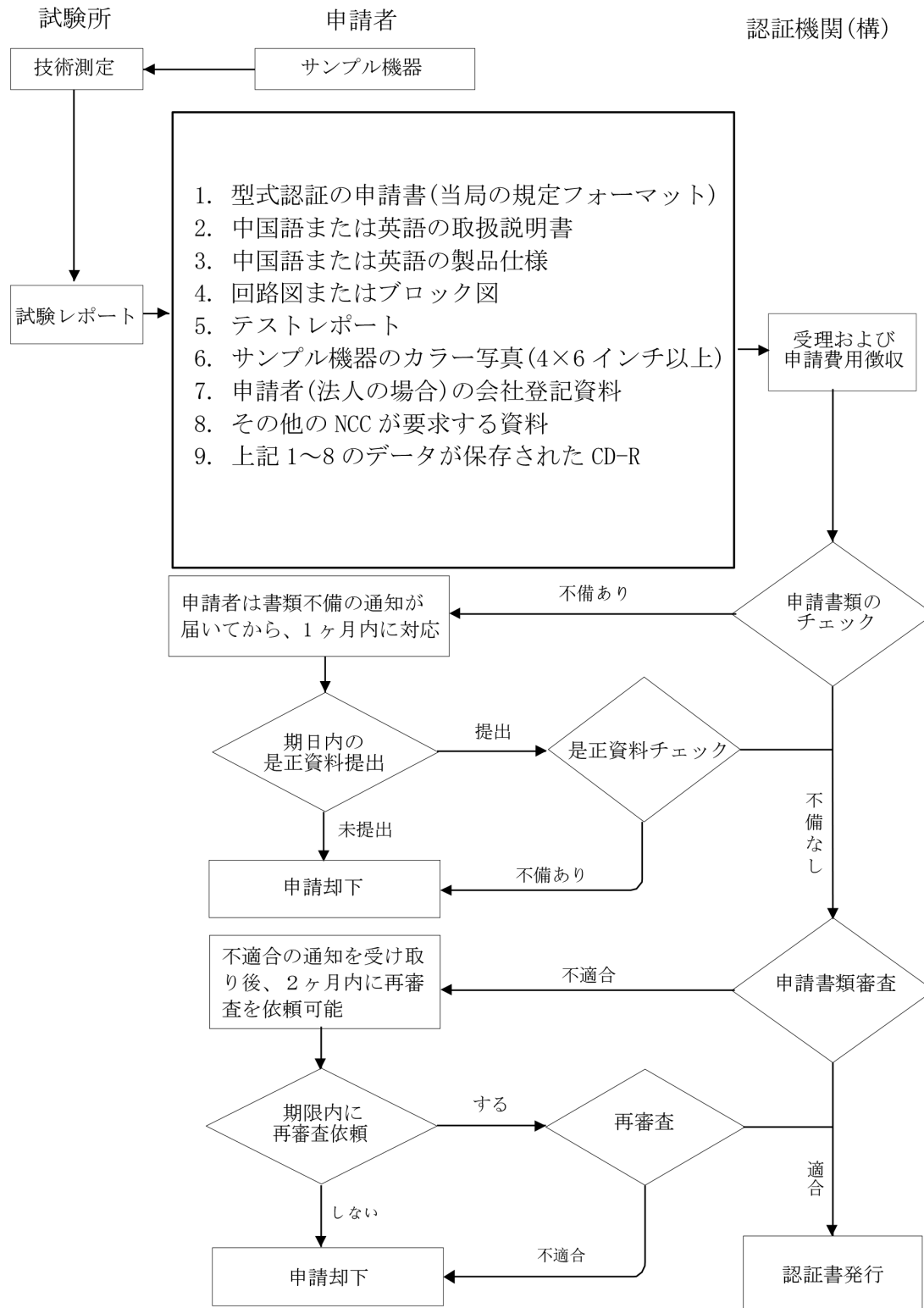


図9 無線設備の型式認証の流れ

2 台湾NCC認証について

附表七 電信管制射頻器材型式認證證明

驗證機關（構）名稱

電信管制射頻器材型式認證證明

一、申請者：

二、地址：

三、製造廠商：

四、器材名稱：

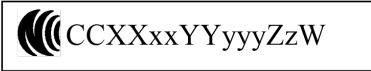
五、廠牌：

六、型號：

七、發射功率（電場強度）：

八、工作頻率：

九、審驗日期：年月日

十、審驗合格標籤式樣：

十一、警語或標示要求：

十二、特殊記載事項：

驗證機關(構)用印處

說明：

1. 本公司/中心係經國家通訊傳播委員會委託之驗證機構（證書號碼：〇〇〇、機構地址：〇〇〇〇〇〇、電話：〇〇〇），核發本型式認證證明。
2. 請依上列標籤式樣自製標籤，標貼或印鑄於器材本體明顯處，始得販賣或公開陳列。
3. 本設備之製造、輸入、販售、使用等均需遵守相關電信法規之規定。

備註：

図10 無線設備の型式認証書のサンプル

2020年3月発行

MTEP
(広域首都圏輸出製品技術支援センター)
国別規格シリーズ
国別規格 台湾編

発行 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
国際化推進室 輸出製品技術支援センター
〒135-0064 東京都江東区青海2-4-10
TEL. 03-5530-2126
FAX. 03-5530-2516
URL. <https://www.iri-tokyo.jp/site/mtep/>

無断転載禁止

「免責事項」

※本テキストの情報に基づいて行った行為により生じたいかなる結果に関しても、広域首都圏輸出製品技術支援センターおよび地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、ならびに執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

※本テキスト中の和訳は、台湾関連機関が発行した文書を参考用として和訳したものです。

※なお、本テキストの内容は、2020年1月時点の情報で作成しておりますので、最新情報は関係機関発行の原文により判断ください。